

令和 7 年度 第 5 回香取市農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 6 日

8月6日（水）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の改正について

日程第2 議案第2号 農地法第3条（委員会）

日程第3 議案第3号 農地法第4条（知事）

日程第4 議案第4号 農地法第5条（知事）

日程第5 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見

日程第6 報告第1号 農地法第18条（通知）

日程第7 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

日程第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	4番	相	馬	孝 臣
5番	高	橋		透	7番	芹	川	幹
8番	栗	山	雅	幸	9番	山	田	宏 一
10番	平	川	君	子	11番	高	松	多 可 史
12番	片	野	壽	夫	13番	飯	森	孝
14番	寺	島	美	幸	15番	海	老 澤	武
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹 司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤	寛

1. 欠席委員 1名

6番 成 毛 和 弘

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	鵜	田	静	子
農地班長	佐	々	木	卓	也	副主幹	林	光	夫

主 查 菅 谷 和 美

開会 午後 3時00分

議長 それでは、本日もまず出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は18名です。欠席委員は、6番 成毛和弘委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和7年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 まず最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

いつもどおり議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、4番 相馬孝臣委員、14番 寺島美幸委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第8 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 香取市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」の改正について、議案の概要を説明いたします。

総会資料の1ページから6ページをご覧ください。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき制定されており、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ、この内容について検証、見直しを行うよう定められております。

今回の指針案は、令和4年4月の委員改選により、令和4年10月に改正され、その後、令和5年3月に修正・作成したものを基としております。この内容を現状に合わせ、目標設定等を修正したものとなります。その他の改正内容としましては、農業経営基盤強化促進法の改正により、これまでの人・農地プランを地域計画に改めたことや、香取市で作成された地域計画に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくための役割として、6ページ下段の第3地域計画の目標を達成するための具体的な役割を追記しました。

なお、農業委員会等に関する法律第7条第3項の規定により、指針の変更時には、農地利用最適化推進委員の意見を聴取する必要があることから、去る7月4日に通知を通じて、意見を伺ったところ、特にご意見等はございませんでしたので併せて報告いたします。

以上、議案第1号の概要になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは7ページから8ページで、整理番号は1番から5番になります。

整理番号1番は、譲受人と譲渡人が親子関係にあり経営移譲のため、売買による所有権を移転するものです。

整理番号2番につきましては、譲受人の会社に近く、耕作利便のため賃貸借権を設定するものです。

整理番号3番、祖父から孫へ使用貸借権を設定するものです。

続きまして、8ページ、整理番号4番については、譲渡人が高齢により耕作できないことから、贈与により所有権を移転するものです。

整理番号5番につきましては、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものです。

以上、5件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、山田宏一委員。

9番山田委員 第4班事前審査会の報告をいたします。

去る7月25日金曜日、午後3時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は5件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 ありがとうございます。

議案第2号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第2号の整理番号5番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号5番について、13番 飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、菅佐原推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲受人が自作地に隣接し、利便性のよい農地を売買にて譲り受けた意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号、整理番号5番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、整理番号5番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第2号の5番の案件を除く4件について審議をいたします。

始めに、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号1番について、宮負推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲渡人である○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が所有する農業用

施設が立地している農地について、このたび、イチゴの栽培及び販売に係る経営移譲をするため、譲受人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

なお、当該〇〇〇〇から提出された農業経営実施計画書によりますと、イチゴの栽培による5年後の作付面積は合計5,000平方メートルを目標としております。

ついては、農業経営実施計画書の内容においても適正であると判断され、イチゴの栽培及び販売に係る経営移譲であることから、所有権移転後も引き続き農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、9番 山田宏一委員。

9番山田委員 整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇として、農業経営に新規参入するに当たり、当該〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇が所有する申請農地が、当該〇〇の〇〇所在地から近く通作利便であることから、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

また、当該〇〇から提出された農業経営実施計画書によりますと、主食用米の耕作を計画しており、5年後の作付面積は100万平方メートルを目標としております。

ついては、農業経営実施計画書の内容においても適正であると判断されることから、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番について、10番 平川君子委員。

10番平川委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、孫の就農に当たり、祖父が所有する農地に使用貸借権の設定を行うものです。

申請地では、サツマイモを栽培することから、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号4番について、11番 高松多可史委員。

11番高松委員 整理番号4番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、細野推進委員には電話にて連絡してあります。

この申請は、譲渡人が高齢により耕作ができないことから、農地を処分したい意向があり、自宅から近い耕作利便である農地を取得したい譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、通年にわたり豆類、ニンニク、タマネギを栽培するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号、整理番号5番の案件を除く4件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、整理番号5番の案件を除く4件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条許可申請の案件について、概要を説明します。

ページは9ページで、案件は1件であります。

整理番号1番、転用目的は、〇〇〇〇が当該地に埋設した廃棄物を撤去するため、一時転用による農地造成になります。

農地区分は、不許可例外事由Cの申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。

以上、1件であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、山田宏一委員。

9番山田委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ではありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇より〇〇方面に向かいまして〇〇メートルほど行ったところを〇〇しまして、〇〇〇を越えてそのままずっと〇っていきますと、〇〇がございます。それを〇〇いたしまして〇〇メートル行ったところで舗装が切れます。その〇〇になります。

申請人は、〇〇〇〇〇〇に〇〇〇がありますが、申請地に隣接する住宅に居住している兼業農家になります。申請地は、〇〇〇年頃、売買により取得しましたが、〇〇〇〇の可能性があり、〇〇〇年〇月及び〇〇〇年〇月に土壌調査のための一時転用の許可を受けた農地です。

〇〇〇〇とは、〇〇〇において申請地全体に廃棄物が埋設されており、〇〇〇〇〇〇が〇〇されましたので、〇〇〇〇〇の〇〇〇を受けて、申請地の廃棄物を撤去するため、このたびの一時転用の申請となりました。

排水については、雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは、10ページから13ページで、整理番号は1番から13番になります。

整理番号1番から5番は、事業計画者が同一の案件のため、一括して説明いたします。

転用目的は、太陽光発電施設建設に伴う土砂置場用地及び進入路用地で、一時転用による使用貸借権の設定になります。

農地区分は、不許可例外事由Cの申請に係る農地を仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。

整理番号6番、12ページ、整理番号7番、整理番号10番、13ページ、整理番号11番及び整理番号13番は、事業計画者が異なりますが、転用目的、権利内容及び農地区分のいずれも同一内容のため、一括して説明させていただきます。

転用目的は、いずれも太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農地と判断しました。

戻ります。12ページ、整理番号8番及び9番も事業計画者、転用目的、権利内容及び農地区分のいずれも同一内容のため、一括して説明させていただきます。

転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権の設定によるものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、第2種農地と判断しました。

整理番号12番は、〇〇〇〇販売を営んでいる譲受人が業務拡大のため、〇〇〇〇置場の拡充を図るものです。

権利の内容は、売買による所有権移転によるものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地でありますので、これも第2種農地と判断しました。

以上、13件になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、山田宏一委員。

9番山田委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は13件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

以上です。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番から5番について、2番 林 勇委員。

2番林委員 始めに、1番から3番並びに4番、5番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所の説明なんですが、1番から5番まで同じ地区なので、同一物件として説明いたします。

〇〇〇〇を〇〇から〇〇方面に行きまして、〇〇地区にある〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇を〇に曲がってもらいまして、〇〇〇〇がありますが、その〇〇〇を過ぎた〇メートルぐらい〇に、〇〇に〇階建て〇〇〇〇が見えてきますので、その〇〇の〇を〇に曲がってもらいまして、あとは農道を道なりにしばらく行くと、〇〇〇が出てきますので、そこも〇〇〇〇が〇〇しているところだということなので、その縁をぐるっと回っていただくと、同じような用地が出てきますので、その場所になります。場所につきましては、以上です。

1番から3番まで調査を行った結果を説明します。

譲受人は、〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、〇〇に太陽光発電施設を建設する計画に伴い、雨水の排出先である水路までの農道に配管を埋設するため、掘削した土砂の一時的な仮置場として利用するものです。

期間は、〇月〇日から翌月〇月〇日までです。

申請地は、農道脇3メートルの幅で、鉄板敷きにブルーシートを敷き、土砂を置く計画で、配水管埋設後は埋め戻しします。

7番芹川委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇の〇〇の〇〇〇〇から〇〇〇方面へ行くと〇〇に〇〇〇〇〇〇〇〇があります。そこが〇〇〇になっていますので、そこを〇に〇〇ってもらって、〇メートルくらい行ったところに〇〇〇があります。その〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで理立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号８番、９番について、１４番 寺島美幸委員。

1 4 番寺島委員 整理番号8 番及び9 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

宮城推進委員には報告してあります。

譲受人及び転用計画が同一のため、一括して説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇ですが、〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇〇〇〇〇〇を過ぎて、〇〇〇の〇〇を〇〇し、〇メートル〇の〇〇の〇〇となります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで理立て等の造成は行いません。

排水は、雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、フェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号10番、11番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6 番菅谷委員 整理番号10番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇から〇方面に向かって〇メートルほど行った〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、フェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号11番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、整理番号10番の隣接地になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、フェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号12番、13番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から、〇〇約〇キロ、〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇が〇

〇する〇〇〇〇〇〇を〇〇〇方面に約〇〇メートル進んだ〇〇の農地になります。

譲受人は、〇〇に〇〇のある〇〇〇〇の〇〇〇・〇〇や〇〇〇〇の販売を営む法人ですが、〇〇等に利用可能な〇〇〇〇〇〇〇等の〇〇〇〇を販売する事業の拡大を計画し、申請地に〇〇〇として〇〇〇〇置場を設置するものです。

申請地では、埋立て等を行わず、整地のみで碎石敷きとします。

排水は、雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策として、フェンスを設置します。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号13番について現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇に約〇キロ、〇〇〇方面から〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇を〇〇後、〇〇、〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇の〇を〇〇し、約〇〇メートル進んだ〇〇の農地になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理とします。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、14ページの整理番号1番から26ページの整理番号402番になります。

これらは全て農地中間管理権の設定で、面積及び筆数の内訳と合計は26ページの下段左下に記載のとおりとなります。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号の案件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま審議した議案第5号の案件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は41件であります。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は6件になります。

◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について、届出件数は1件になります。
以上、報告いたします。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時41分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人